

# 28年度から市民税・県民税の制度が一部改正されます



## ワンストップ特例制度

確定申告の必要がない給与所得者等が、都道府県・市区町村に2,000円以上の寄附（ふるさと納税）をした場合、所得税の確定申告や、市民税・県民税の申告をせずに、寄附金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が新しくできました。なお、この制度は27年4月1日以降の寄附から適用されます。

### ■対象

- ▶給与所得者等の所得税の確定申告または市民税・県民税の申告が不要の人
  - ▶27年1月1日から3月31日の3か月間にふるさと納税をしていない人
  - ▶寄附先が5団体以下の人
- ※複数の所得の申告や、各種控除を受けるために確定申告または市民税・県民税の申告をする人は、対象となりません。

### ■制度を利用するには

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を各寄附先の自治体へ提出が必要です。また、申告特例申請書の内容に変更があった場合は、寄附をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を各寄附先の自治体へ提出する必要があります。詳しくは各寄附先へ。

### ■注意点

- ▶特例を受けた場合、当年分の所得税からの所得控除は行われず、翌年度の市民税・県民税から所得税の控除相当額（申告特例控除）を上乗せして税額控除されます。
  - ▶特例が受けられない場合でも、確定申告または市民税・県民税の申告をすると、寄附金控除を受けられることがあります。寄附金控除を受けるには、寄附金の領収書が必要となります。
  - ▶特例での寄附金控除を受けていても、後日医療費控除などにより確定申告を行うと、特例が無効になります。そのため、市民税・県民税から控除されていた申告特例控除額等は無効となります。
  - ▶市民税・県民税が非課税の場合は制度の対象にはなりません。ただし、所得税が課税されている場合は、所得税から寄附金控除の適用を受けられることがあります。
- 詳しくは、インターネットで「ふるさと納税ポータルサイト」で検索してください。

税制改正により、公的年金からの特別徴収やふるさと寄附金税額控除、ワンストップ特例制度など、主に3点が変わります。

お問い合わせは市民税課☎483-1151(代表)へ。



## 公的年金からの特別徴収(引き落とし)の見直し

### ①年金特別徴収の仮徴収額の見直し

今までは、前年度分の本徴収額を仮徴収額

としていましたが、年間の税額を平均して徴収するため、下記のとおり計算方法が変更となります。

### ②年度途中の税額変更・転出による年金特別徴収

年金保険者に特別徴収税額を通知後、その額が変更された場合や他市区町村へ転出した場合、今までは特別徴収から、普通徴収（納付書または口座振替で納める）に切り替わっていましたが、28年10月からは原則、特別徴収を継続できるようになります。

### 《仮徴収額と本徴収額の計算方法》

※28年10月の市民税・県民税より適用

#### <現行>

$$\begin{aligned} \text{仮徴収額} &= \text{前年度分の本徴収額} \div 3 \\ \text{本徴収額} &= (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3 \end{aligned}$$

#### <改正後>

$$\begin{aligned} \text{仮徴収額} &= (\text{前年度分の年税額} \times 1/2) \div 3 \\ \text{本徴収額} &= (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3 \end{aligned}$$

(例) 65歳以上の人 市民税・県民税(年税額)が6万円の場合、各納期の額は…

年度	年税額	現行		改正後	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
28	6万円	1万円	1万円	1万円	1万円
29	3万6,000円 (医療費控除の増等)	1万円	2,000円	1万円	2,000円
30	6万円	2,000円	1万8,000円	6,000円	1万4,000円
31	6万円	1万8,000円	2,000円	1万円	1万円



## ふるさと寄附金税額控除の拡充(28年度から)

### ①特例控除額の上限の見直し

特例控除額の上限額が、調整控除後の所得割額の10パーセントから20パーセントに拡充されます。

### ②特例控除額の計算方法の見直し

27年分以後の所得税の最高税率が40パーセントから45パーセントに引き上げられたことに伴い、特例控除額の計算に用いる所得税の限界税率が、所得4,000万円超の場合は、40パーセントから45パーセントに変わります。

### ■特例控除額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{控除額} &= [\text{地方公共団体に対する寄附金の合計額} - 2,000\text{円}] \times \\ & \quad [90\% - \text{所得税の限界税率} (0 \sim 45\%) \times 1.021 (\text{※復興特別所得税})] \end{aligned}$$

※50年度までは、復興特別所得税(2.1%)が加味されています。

**あなたの身近な情報をお寄せください**

広報やちよの表紙や「19万人のひろば」では、市の行事をはじめ、市民の皆さんによる自主的な活動などを取材し、紹介しています。まちの話題やイベントなどを、広報広聴課までメール・ファクス・郵便でお知らせください。編集会議で検討し、取材することが決定した場合は、情報提供者にご連絡します。※電話による情報提供の受け付けは行っていません。

▼取材に適したイベント ①公序良俗に反していない、行政広報としての公共性、公益性を損なう恐れが無いもの ②政治・宗教・営利活動に関わらないもの及びその様な団体の活動ではないもの ③対象が主に市民であること ④原則として、市内の公共施設・準公共施設で開催しているもの ▼情報提供先 市役所広報広聴課 〒276-0801 FAX(4805)4023 ☒kouhou2@city.yachyo.chiba.jp (広報広聴課)

日程	行事	時間
26日(土)	閉会式 (総合グラウンド)	午後0時20分から(雨天中止)
25日(金)	順位決定リーグ2日目	①午前9時から、②午前10時20分から、③午後1時から、④午後2時20分から
24日(木)	各ブロック予選リーグ 2日目	①午前9時から、②午前10時20分から、③午後1時から、④午後2時20分から
23日(水)	各ブロック予選リーグ 1日目	①午後1時から、②午後2時30分から
23日(祝)	閉会式(市民体育館)	午前10時から

(文化・スポーツ課)

**「コミュニティワールドカップサッカー」八千代を開催**

地域や国境を越えた中学生の交流促進を目的として開催するサッカーイベントです。韓国から招待する仁川広域市選抜チームを含め、国内外16チームが参加します。大会会場は、総合グラウンド・総合運動公園多目的広場・秀明大学・八千代松陰中学校・東京成徳大学です。各会場の試合日程や組み合わせの詳細は、市ホームページをご覧ください。

- ①大気汚染物質の排出が少ない暖房機器等を使いましょう
- ②節電に努めましょう
- ③太陽光等の自然エネルギーを活用しましょう
- ④室内の暖房温度は20度を目安に設定しましょう
- ⑤急発進・急ブレーキを行わないなど、エコドライブを実施しましょう。ちよっとした駐車するときもエンジンを止める習慣をつけましょう
- ⑥自動車を購入する時は、環境負荷の少ない車を選びましょう
- ⑦多人数で車を使用するときは相乗りに努めましょう。また、自転車や公共交通機関の利用を心がけましょう。(環境保全課)